

名古屋税関保稅会
秋季保稅事務研修会

保稅業務検査と 最近の非違について

令和4年10月

名古屋税関監視部保稅検査第1部門

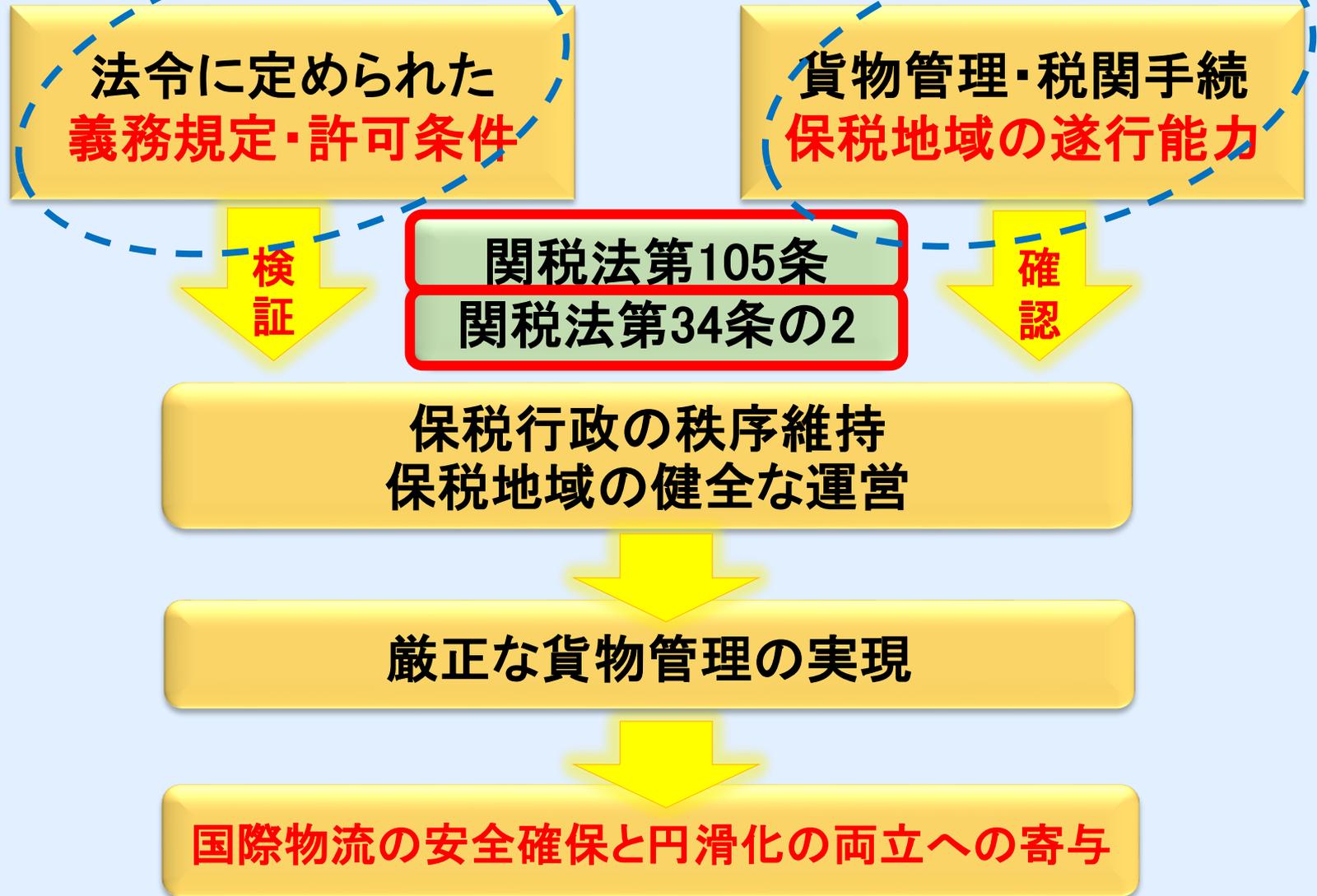


本日の説明内容

1. 保稅業務検査とは
2. 社内管理規定について
3. 最近の非違について



1. 保稅業務検査とは



1. 保税業務検査とは

事前確認事項

- ① 過去の検査状況・提出済の書類の確認(各種許可・承認・届出等)
- ② 提出済の社内管理規定、保税業務社内管理体制組織図の内容確認
- ③ 電子的記録台帳の記録データの突合

現場での確認事項

- ① 貨物管理責任者・担当者等からの聞き取り調査
- ② 保税台帳の記載事項等の確認 (マニュアル台帳)
- ③ 教育訓練・内部監査の実施状況確認
- ④ 蔵置場等の範囲・丁事個所等の現場確認
- ⑤ 長期在庫貨物等の在庫確認、外国貨物の管理状況の確認
(区分蔵置・さし札等)

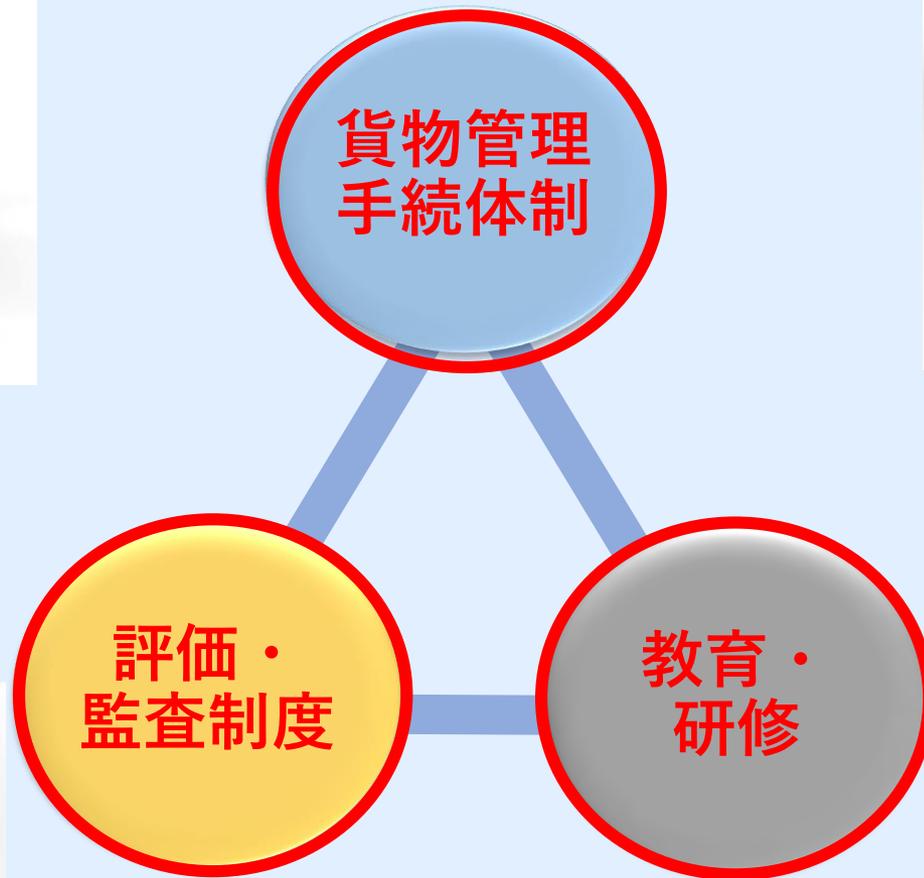
2. 社内管理規定 (CP: Compliance-Program)



保税台帳への記帳



ロケーション管理

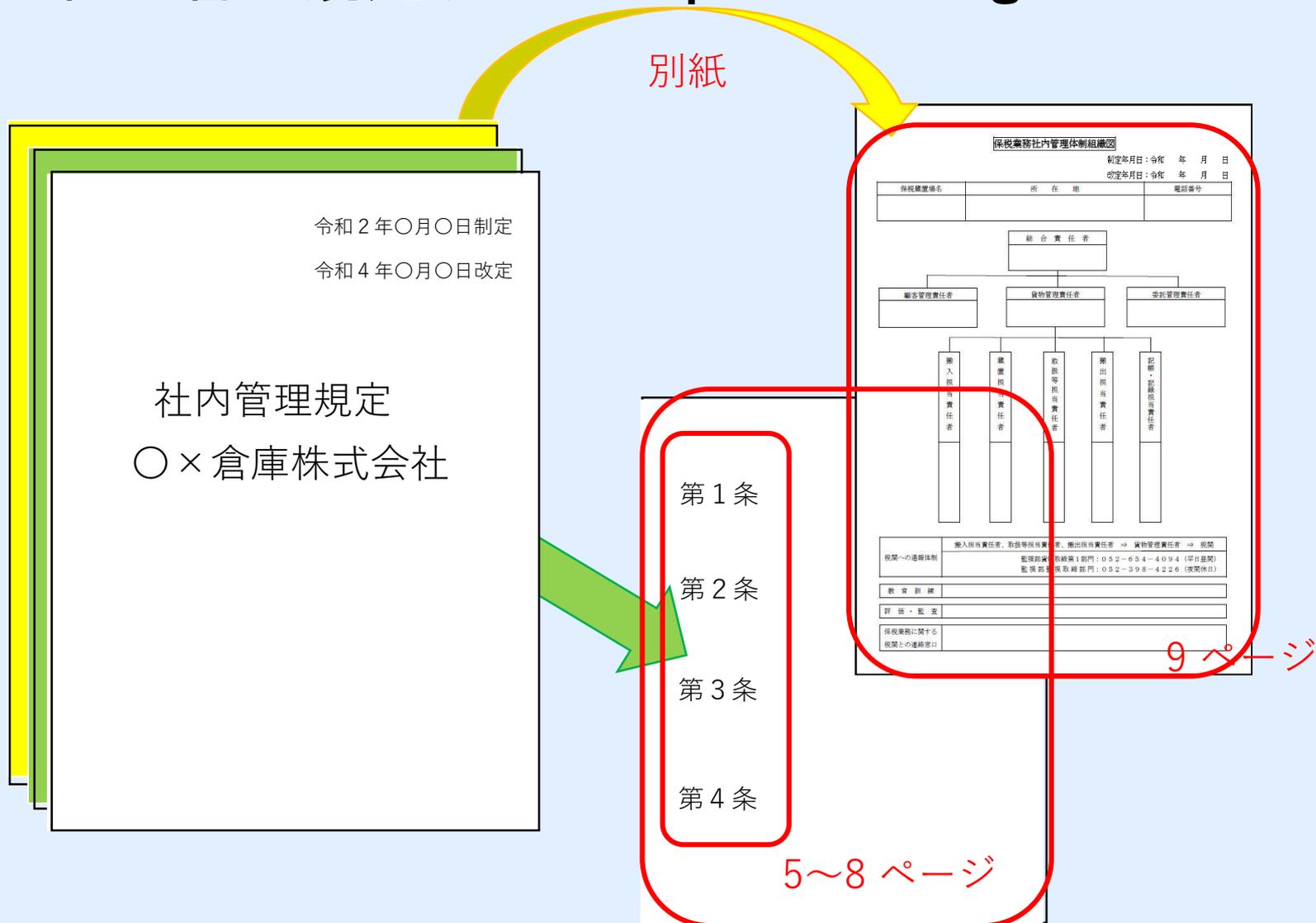


内部監査



研修会

2. 社内管理規定 (CP: Compliance-Program)



2. 社内管理規定 (CP: Compliance-Program)

社内管理規定の目的

保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続の適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。

社内管理体制の整備

保税業務全般に関する責任体制の明確化のため、その具体的業務内容と責任者について規定の整備を行う。

総合責任者

倉主等が行うべき業務について、総合的に管理し、監督し、責任を負う者

貨物管理責任者

貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者

顧客（荷主）責任者

顧客（荷主）の資質や経営状態等を把握し管理する責任者

委託関係責任者

委託企業従業員の資質の把握、適切な指揮監督を行う責任者

2. 社内管理規定 (CP: Compliance-Program)

貨物管理手続体制の整備

倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等についての規定を整備する。

搬入・搬出管理

貨物の搬出入時における基本動作の詳細について定める。
(搬入貨物時のB/N又はOLT等の書類と貨物との対査確認、貨物の異常の有無の確認、書類整備等)

蔵置管理

貨物蔵置中における基本動作の詳細について定める。

顧客(荷主)管理

保税地域を利用する顧客等の把握について定める。

貨物取扱い管理

貨物取扱い時における基本動作の詳細について定める。

記帳・記録

台帳記録における基本動作の詳細及び関係帳票の整理保管等について定める。

2. 社内管理規定 (CP: Compliance-Program)

貨物保全体制の整備

保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、必要に応じて、保税地域への人又は貨物の出入りをチェックする体制を確保するほか、常時又は定期的に当該保税地域内の巡回警備等を行う体制を整備する。

税関への通報体制の整備

搬出入、蔵置される不審貨物（外装等の異常貨物）、保税地域へ出入りする不審人物等についての情報を確実に税関へ通報する体制を整備する。

- 社内連絡体制（各部門の従業員から当該部門の責任者への報告）
- 税関に対する連絡手順及び体制

を整備する必要があります。

2. 社内管理規定 (CP: Compliance-Program)

教育訓練体制の整備

すべての役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続を理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

- 保税業務検査等において、実施状況を確認する必要があるため、社内研修・勉強会の記録を作成し、保管していただくようお願いします。

評価・監査体制の整備

社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。

- 原則毎年実施
- 評価・監査結果を実施の都度、税関に提出

その他留意事項

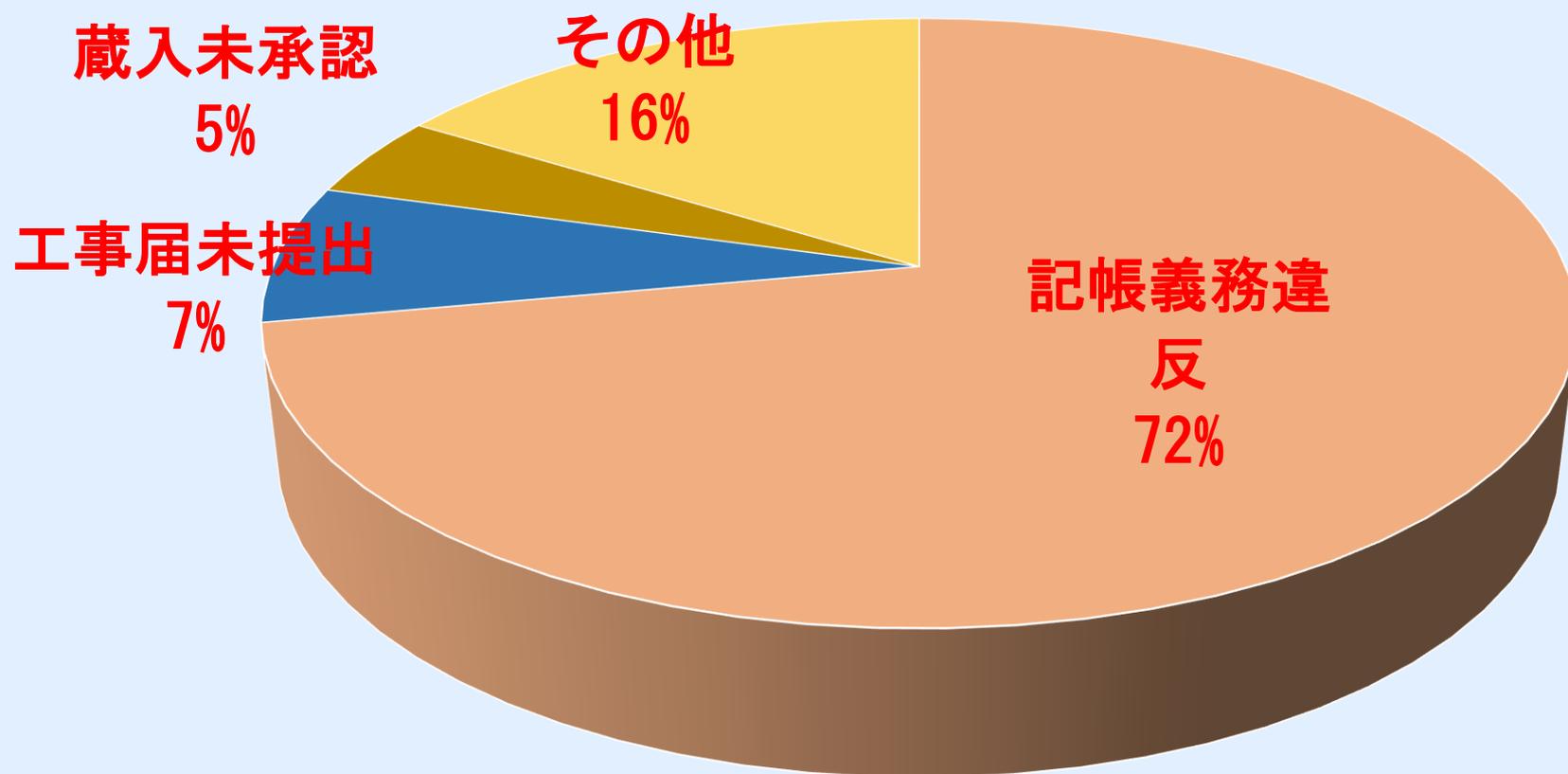
社内管理規定に違反した場合、懲戒規定の対象となる旨等について定める。

2. 社内管理規定 (CP: Compliance-Program)

保稅業務社内管理体制組織図		
制定年月日：令和 年 月 日		
改定年月日：令和 年 月 日		
保稅蔵置場名	所在地	電話番号
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 100px;"> 総合責任者 </div>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;">顧客管理責任者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;">貨物管理責任者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;">委託管理責任者</div> </div>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; text-align: center;">搬入 担当責任者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; text-align: center;">蔵置 担当責任者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; text-align: center;">取扱等 担当責任者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; text-align: center;">搬出 担当責任者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; text-align: center;">記録・ 記録担当責任者</div> </div>		
税関への通報体制	搬入担当責任者、取扱等担当責任者、搬出担当責任者 ⇒ 貨物管理責任者 ⇒ 税関 監視部貨物取締第1部門：052-654-4094（平日昼間） 監視部監視取締部門：052-398-4226（夜間休日）	
教育訓練		
評価・監査		
保稅業務に関する 税関との連絡窓口		

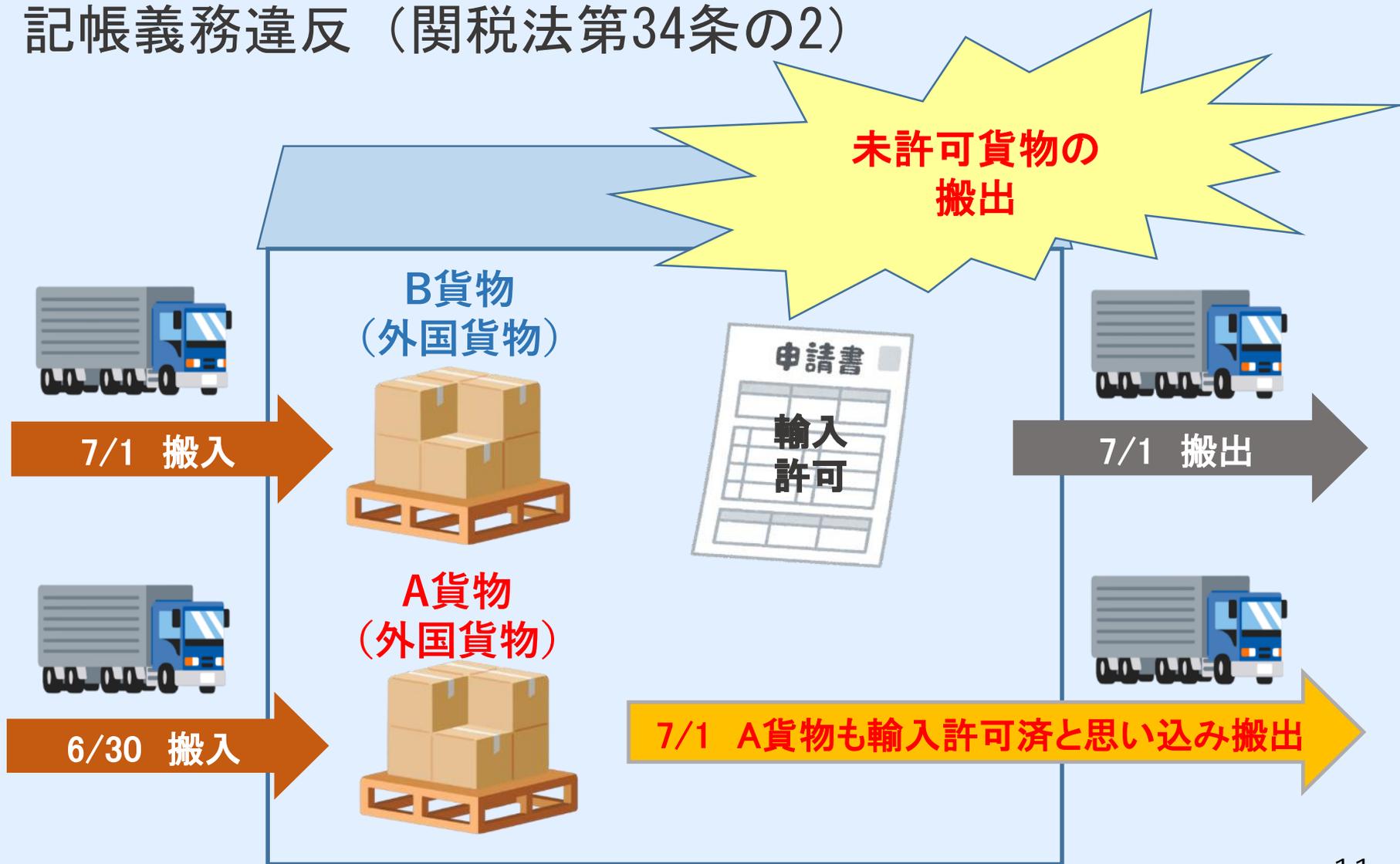
3. 非違の概要について

2021年の非違内訳（全国）



3. 非違事例（その1）

記帳義務違反（関税法第34条の2）



3. 非違事例（その2）

記帳義務違反（関税法第34の2）

通関業者

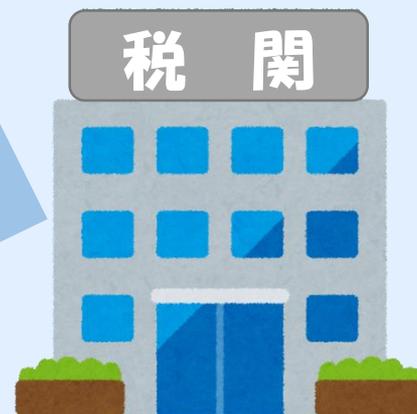


見本持出許可申請(MHA)

保税蔵置場



税関



見本持出許可
貨物情報

搬出



見本持出確認登録(MHO)漏れによる持出日の未記帳

3. 非違事例（その3）

記帳義務違反（関税法第34の2）



NACCS参加保税蔵置場

搬出入等の確認登録

民間管理資料の配信

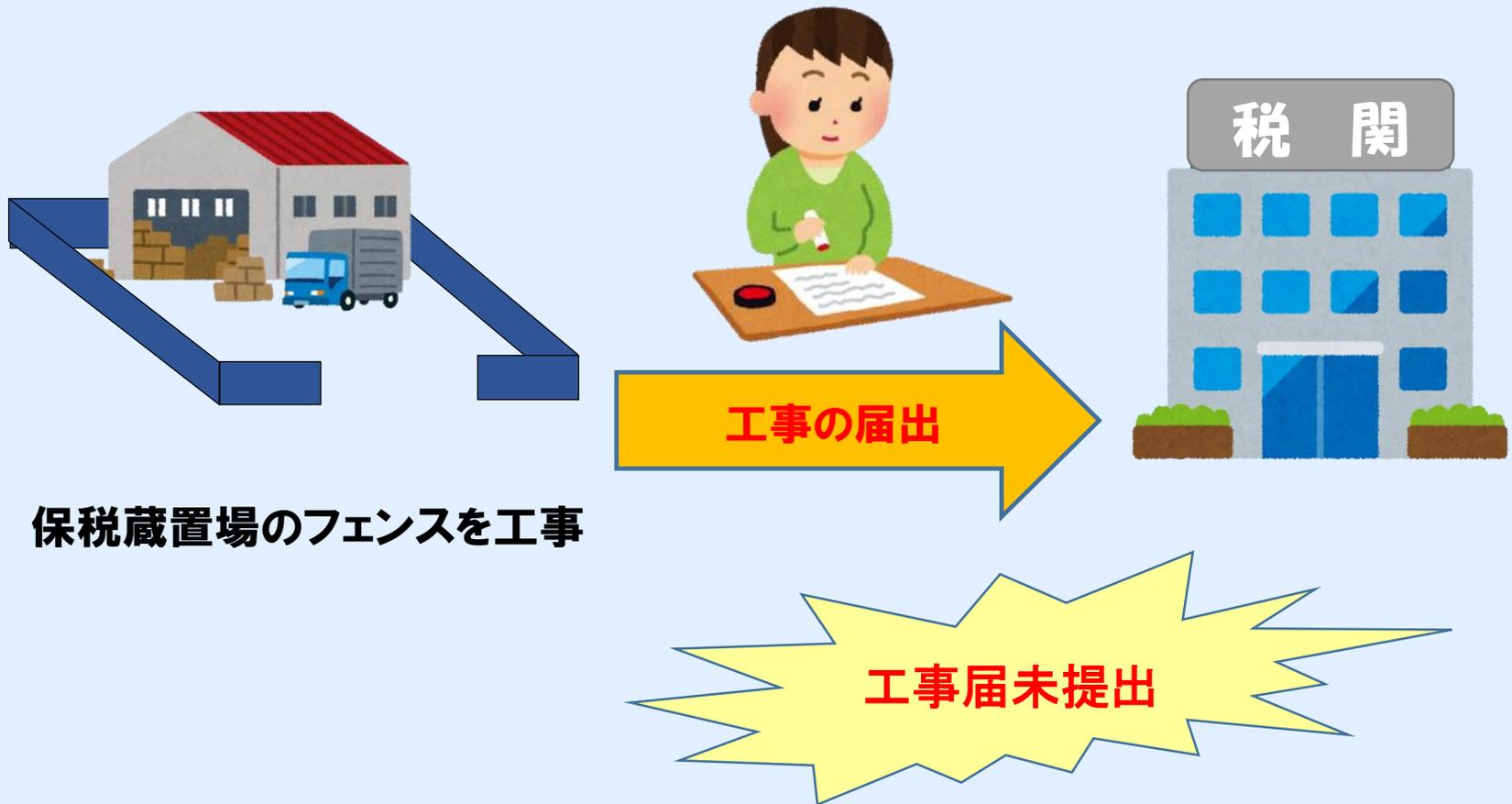


NACCSセンター

NACCS管理資料
の取得漏れによる電
磁記録台帳の未作成

3. 非違事例（その4）

収容能力増減等の届出違反(関税法第44条第1項)



4. 情報提供のお願い

トラックドライバーの皆さまへ

**その配送先は
怪しくありませんか・・・？**



配送先がマンションやホテル、空き地など普通とは違った場所ではありませんか？

まずは税関へ！

密輸ダイヤル 0120-461-961

些細なことでも お気軽に！

密輸ダイヤルは24時間受付！ HPもご覧ください！
○税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>
お問い合わせ先
名古屋税関 監視部 保税取締部門
○(TEL)052-654-4094 (FAX)052-654-4179



税関イメージキャラクター「カスタム君」

こんなときは、 **税関へ** 連絡してください！

配送先が空き地やマンションの一室など
普通とは違う場合

荷受人から急な配送先変更などの指示が
あった場合

一部の貨物だけを別の場所へ配送する
よう指示された場合

その他「何かおかしい」「いつもと違う」
などのひらめきでも！

密輸に関する情報はフリーダイヤル又は
TEL 052-654-4094 までお願いします！

税関密輸ダイヤル（24時間受付）
フリーダイヤル **0120-461-961**

■税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>

◆名古屋税関 監視部 保税取締部門
(TEL)052-654-4094 (FAX)052-654-4179

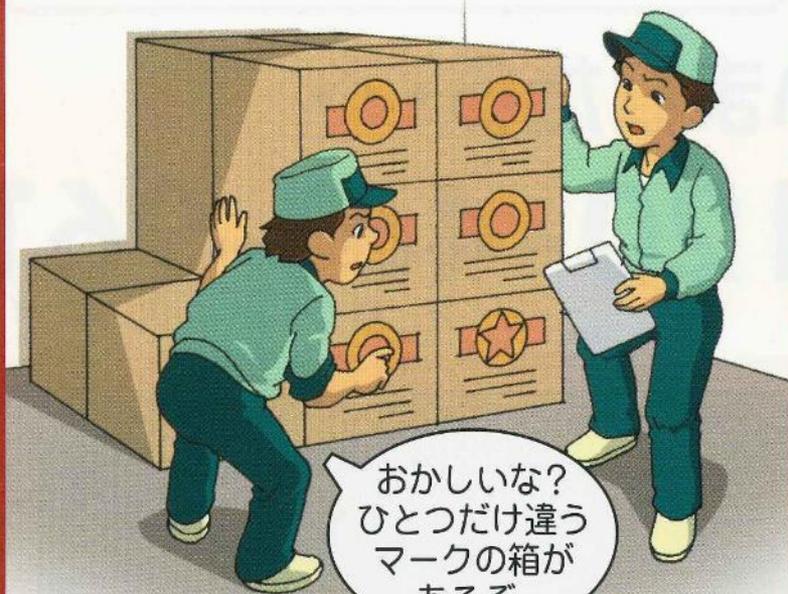


税関イメージキャラクター
「カスタム君」

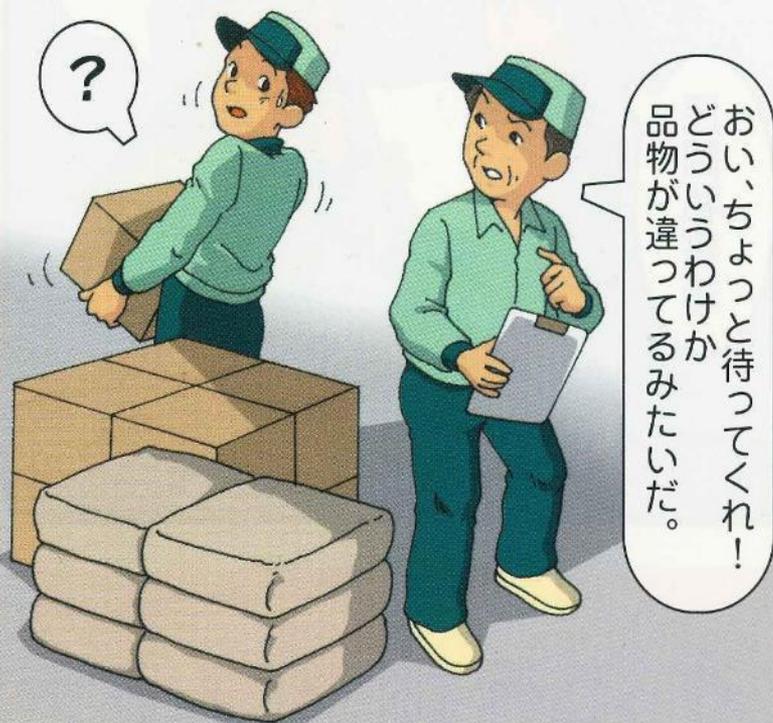
4. 情報提供のお願い

不審貨物の事例

同一貨物のなかに異なるマークや印を付している貨物がある場合や、同一の品名、包装形態であるにもかかわらず明らかに重量の異なる貨物を発見したとき。

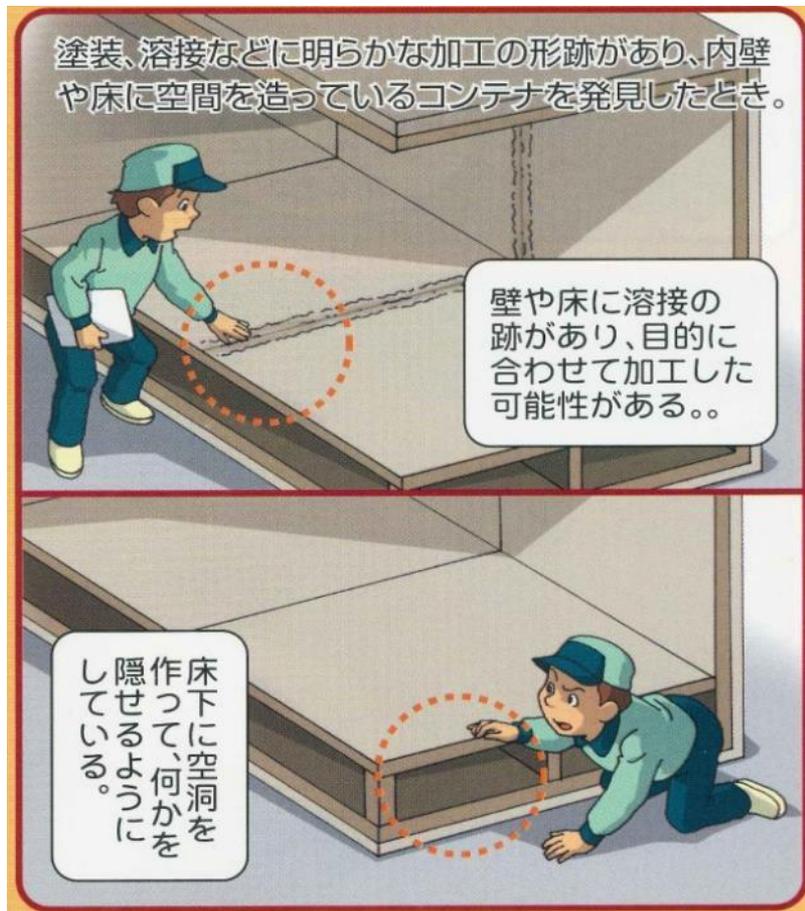


インボイス等へ記載されているものと違う物品を発見したとき。



4. 情報提供のお願い

不審貨物の事例



不審者の事例



4. 情報提供のお願い

不審者の事例



4. 情報提供のお願い

不審貨物

- ▶ 開梱跡・改造跡
- ▶ 特殊な目印
- ▶ 異常な重量・寸法
- ▶ 内容点検時の異物感
- ▶ 梱包が無用に嚴重
- ▶ 逆に簡易、雑
- ▶ 季節はずれ、流行おくれ
- ▶ 長期蔵置貨物で理由が曖昧

など

不審情報

- ▶ 無闇に指示注文をつける
- ▶ 怪しい人物がうろうろする
- ▶ やたらと引取りを急ぐ
- ▶ 検査の様子などを聞いてくる
- ▶ 配送先がおかしい
- ▶ 倒産・廃業のうわさ
- ▶ いかにも危ない話
- ▶ 荷主と連絡が取れなくなった

など

4. 情報提供のお願い

税関ホームページ（密輸情報提供サイト）

**税関**
Japan Customs

[English](#) | [サイトマップ](#) | [よくある質問](#) | [お問合せ](#) | [リンク](#)
[財務省 ホームページへ](#)

海外旅行の手続 | 輸入手続 | 水際取締 | 貿易統計

関税局・各税関へのご意見・ご要望の受付

- ・税関に対するご意見・ご要望をお寄せください。財務省全般の財務行政に対するご意見・ご要望は、財務省ホームページ (https://www2.mof.go.jp/enquete/questionnaire_ip.html)にて受け付けています。
- ・必ず「提出先」、「分野」を選択し、「件名」、「ご意見・ご要望」をご記入の上、「送信」ボタンをクリックしてください。
- ・文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸文字及び特殊文字は使用しないでください。
- ・密輸に関する情報で、緊急の場合は、税関密輸ダイヤル0120-461-961までお電話をお願いします。

※以下の◆印の項目は必須入力です。

➤ ◆提出先を選択してください。

函館税関 東京税関 横浜税関 名古屋税関
 大阪税関 神戸税関 門司税関 長崎税関 沖縄地区税関
 関税局

➤ (該当する項目を選択してください)

➤ ホームページへのご意見・ご要望
貿易統計へのご意見・ご要望
税関手続に関するご意見・ご要望
➤ 税関に対するご意見・ご要望
密輸に関する情報について
その他

4. 情報提供のお願い

税関ツイッター



@Custom_kun

税関フェイスブック



@Japan.Customs

**けん銃・麻薬の
密輸防止にご協力を!**

不審な貨物を見つけたら税関にお知らせ下さい。
密輸ダイヤル
0120-461-961

税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/>

税関：密輸情報提供サイト ▶

<https://www.customs.go.jp/mizuqiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>



ご清聴ありがとうございました。

